

武蔵野市子育て支援0123条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市子育て支援０１２３条例の一部を改正する条例

武蔵野市子育て支援０１２３条例（平成４年10月武蔵野市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（開館時間） 第6条 ０１２３施設の開館時間は、午前９時から午後４時までとする。ただし、<u>指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。</u>	（開館時間） 第6条 ０１２３施設の開館時間は、午前９時から午後４時まで（<u>６月１日から８月31日までの間は、午前９時から午後５時まで</u>）とする。ただし、<u>市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u> 2 <u>指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。</u>	字句の追加 字句の改正 項の追加

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

夏季期間の開館時間を延長するほか、所要の改正をするものである。